

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年4月15日(月)			
会議時間	開会	午後3時00分	閉会	午後5時12分
場所	第3委員会室			
出席委員	委員長 永澤由利		副委員長 千葉信吉	
	委員 岩淵優		委員 那須勇	
	委員 佐藤真由美		委員 菅原行奈	
	委員 門馬功		委員 千葉大作	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	菅原市民環境部長、村上国保年金課長、千葉市民課長、宮野生活環境課長 松田健康こども部長、高橋保健師長、佐藤健康こども部長、及川こども家庭課長、岩淵児童保育課長 山形福祉部長、小野寺福祉課長、伊東長寿社会課長、坂本福祉課主幹、小野寺生活福祉第二係長 時枝教育長、千葉教育次長			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 (1) 令和6年度の主な事業について (2) 行政視察について (3) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年4月15日

(午後3時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

本日の委員会に、教育長、市民環境部長、健康こども部長、福祉部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより、所管事務調査を行います。

初めに、令和6年度の主な事業についてを議題といたします。

本日は、市長部局の3つの部と、教育委員会から説明をいただく予定となっておりますので、お手元に配付した資料の時間により進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

各部から事業の説明をいただきます。

初めに、市民環境部の事業の説明を求めます。

菅原市民環境部長。

市民環境部長 : 市民環境部です。

令和6年度は、この4人の体制でまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、令和6年度の新規・拡充・その他主要事業としまして、お手元にお配りしている資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1項目めになります。

マイナンバーカードの交付事務費になります。

令和7年1月から、マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続のため、来庁者の増加が見込まれることから、マイナンバーカード手続用の端末を本庁及び各支所に1台ずつ増設してまいります。

統合端末増設に係る経費でありますけれども、端末機器8台分のリース費用と、あとは端末機器を設置するスペースが不足する本庁と藤沢支所に窓口カウンターを設置するための備品購入費を、本年度の予算で計上させていただいたところであります。

この背景であります。米印のところ、マイナンバーカードの制度開始時、こちらは平成27年でありましたが、カード取得の1回目のピークを迎えています。

そして、マイナポイント第1弾、令和2年が2回目のピークとなったところであります。

マイナンバーカードの有効期限については、成人が、カードが出来上がってから10回目の誕生日、18歳未満の未成年が、5回目の誕生日であり、カードに搭載されている電子証明書の有効期限は、5回目の誕生日となっていることから、このピーク時を迎えるものに対して、この端末機の増設を行うものであります。

続きまして、エネルギーの関係であります。こちらは2030年度の二酸化炭素排出削

減目標及び2050年二酸化炭素排出実質ゼロ達成に向けて事業を展開するものであります。

まず1つ目が、資源・エネルギー循環型まちづくり推進事業であります。

公共施設への太陽光発電設備の導入を行うもので、新規事業となります。

公共施設等の屋根などに太陽光発電設備等を設置し、発電した電力を施設に供給する事業者に対し、設備導入に要する経費を補助するものであります。

こちらの事業については、オンサイトPPAという手法を用いて、令和9年度までに公共施設最大30施設に太陽光発電設備を導入する予定であります。

本年度については、8施設を今のところ見込んでいるところであります。

設置条件になりますが、出力容量10キロワット以上の設置が可能となるよう、屋根面積100平方メートル以上、耐震基準改正後に建築された建物が対象となるよう経年40年未満、あとは太陽光発電設備設置後の使用可能年数が20年以上となるよう耐用年数から経年を引いた年数が20年以上ということになります。

あとは、航空写真からアーチ屋根や設置物がある屋根等を除外するというような条件になります。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

事業者の選定方法については、公募型プロポーザル方式により選定してまいりたいと考えております。

先ほどオンサイトPPAというものを申し上げましたが、こちらについては、事業者が必要家の屋根、または敷地に太陽光発電設備などを自ら設置し、当該太陽光発電設備等を所有し維持管理した上で、発電された電力を需要家に供給し、需要家から電気代の支払いを受けるものというものであります。

もう一つになりますが、新エネルギー等導入事業費補助金であります。

こちらは継続の事業であります。

まず、1つ目が住宅用新エネルギー設備であります。

こちらは市単独事業分であります。

個人が行う新エネルギー設備の導入に要する経費に対して、補助するものであります。補助メニューではありますが、1つ目は太陽光発電設備であります。

太陽電池の最大出力1キロワット当たり2万円を交付するものであります。

上限額は10万円。

2つ目になりますが、太陽熱利用設備であります。

設置に要した経費の10分の1以内の額を補助するものであり、上限額については、自然循環型太陽熱温水器が3万円、強制循環型太陽熱利用システムが5万円となっております。

3つ目、地中熱利用設備であります。

設置に要した経費の10分の1以内の額となります。

上限額は、ヒートポンプシステムが30万円、その他が10万円としております。

4つ目、蓄電設備になります。

蓄電池の蓄電容量1キロワットアワー当たり2万円としておりまして、上限額を10万円としたものであります。

これらについて、設備を促進してまいりたいと思っております。

2番目になりますが、こちらは住宅・事業所用太陽光発電設備等（重点対策加速化事業分）として、取り組むものであります。

内容につきましては、個人、中小企業者等が行う自家消費型の太陽光発電設備や蓄電設備、車載型蓄電池等の導入に要する経費に対して補助するものであります。

補助対象設備、補助メニューであります。1つ目が、自家消費型太陽光発電設備であります。

こちらは、固定価格買取制度（FIT）、またはFIPを利用した売電を行わない太陽光発電設備となっております。

2つ目が、自家消費型太陽光発電設備に附帯する蓄電設備、こちらも補助メニューの一つとなっております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

車載型蓄電池であります。電気自動車やプラグインハイブリッド車であります。

最後に、充放電設備（V2H）であります。こちらについても、メニューの一つとして計上しているものであります。

資料はございませんが、情報提供を1件申し上げたいと思っております。

口頭により、説明させていただきたいと思っております。

こちらは、国民健康保険の被保険者証の廃止に伴う対応について、情報提供させていただきたいと思っております。

あくまでも予定のところなので、情報提供という扱いにさせていただきたいと思っております。

令和6年、本年12月2日で被保険者証が廃止となり、12月3日以降は、新たに被保険者証を発行しないところであります。

令和6年8月に、一斉更新となる被保険者証の有効期限については、令和7年7月31日まで有効とする予定であります。

令和6年8月の被保険者証の一斉更新時には、マイナ保険証の誤った個人番号連携を未然に防止し、安心してマイナ保険証を利用していただくため、個人番号の下4桁を全被保険者へ通知する予定であります。

なお、通知は特定記録郵便での発送を考えておりますことから、こちらについては、今後、通常会議において、役務費、郵便料の増額補正予算についてお願いをする予定であります。

また、本年12月3日以降に、新たに国民健康保険の被保険者となる方や、保険証廃止前に発行した被保険者証の有効期限が切れる方で、マイナ保険証を使用できない方については、資格確認書を交付する予定であります。

もう一つございますが、国民健康保険税の条例改正についてであります。

こちらについては、例年お願いしてございますが、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げがございまして、あとは低所得者に係る軽減判定所得の引上げについての条例改正を今後予定しているところであります。

市民環境部からの説明は以上となります。

よろしくお願いたします。

委員長：これより質疑を行います。

那須委員。

那須委員：御苦労さまです。

何点か質問したいのですが、まずは、マイナンバーカードの件からですけれども、説明の概要にもありますけれども、来庁者の増加が見込まれるという内容についてはもちろん理解できますが、例えば来庁者の増加というのは、どのくらい、どの程度、例えば来庁者数の推移、何%くらい増となるのか、その数字があるのであれば教えていただければと思います。

それから、次の新エネルギーの分につきましては、公共施設等の屋根にというお話でございました。

令和6年度は8施設を見込んでいますけれども、主な施設、どのような公共施設なのか、教えていただきたいと思います。

公共施設等ということの中で、等は公共施設以外の民間の施設もあるのかどうかという点も含めて、お伺いしたいと思います。

あと、公共施設等の屋根は無償で貸し付けるのかどうか。

それから、太陽熱利用設備の関係で、自然循環型太陽熱温水器と強制循環型太陽熱利用システム、どういうものかということを具体的に説明をお願いしたいという、4点でございます。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：マイナンバーカードから申し上げたいと思いますが、現時点の件数の見込みでございます。

カード更新の有効期限を迎えられる方々の人数でございますが、令和6年度から申し上げます。

令和6年度でいきますと1,968件、令和7年度でいきますと9,364件を見込んでいます。

そして、今度は電子証明の更新の件数でございますけれども、こちらは令和6年度は4,254件、令和7年度は1万1,320件、令和8年度は1万3,714件ということになります。

令和9年度がピークになりますが、2万4,637件というような数字を見込んでおりますので、今後、増というところで、今回、このような措置を考えたというものであります。

あとは、順番が変わりますが、公共施設等への太陽光発電の予定になりますが、本年度については、今現在ですが、本庁舎の車庫、萩荘小学校、滝沢小学校、舞川小学校、一関南消防署と、今、若干、工期がずれ込んでおりますが、中里市民センターです。

今、調整しているのが、藤沢病院の施設で、今、構造計算等を確認しておりますので、この辺はまだ確定まで至っていないところであります。

ですので、公共施設を重点に取り組んでいきたいと思っております。

公共施設等と申し上げましたが、今のところ、市の保有している施設を重点に考えているところであります。

もう一つ、資源・エネルギー循環型まちづくり推進事業費の公共施設等への太陽光発電設備、貸付けの点であります。お金の流れからしますと、市では、例えば庁舎の車庫に太陽光パネルを予定しておりますが、それを事業者を設置していただいて、発電した電気をその事業者から市は買い上げるということになります。

今現在、契約している電力会社よりも電気料については低く抑えられるというところで、それを推進していきたいと考えております。

併せて、CO₂の削減というのが一番の目的になってきますが、そういった両面を考へながら進めていきたいと思っております。

自然循環型太陽熱温水器は、集熱器と貯湯槽というお湯をためるところになりますが、一体型のシステムが自然循環型太陽熱温水器というようなものであります。

強制循環型太陽熱利用システムは、集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて、不凍液等を強制的に循環させるシステムということでございます。

口頭だけの説明ですとイメージができないので、後で資料を提供させていただきたいと思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：いずれ、マイナンバーカードの更新ということですが、やはり件数があると、推移もしっかり押さえながらの対応ということで、理解できました。

そうした上で、端末機器を設置するスペースが不足するのが本庁と藤沢支所ということなのですが、それ以外の支所でも来場者が増えるというところで、既存のスペースで大丈夫なのかという確認をいたします。

それから、太陽光発電設備は藤沢病院を含めて8施設ということは分かりました。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：予算要求する時点で、端末を増やしたいという話は、支所ともお話をしていますし、それで足りないところを募ったところ本庁と藤沢支所ということで、2か所だけ設置の予定でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：2つほどお聞きします。

マイナンバーカードの更新手続ですが、これは窓口に行かないで、スマホなどでできないのか、それが一つです。

それから、公共施設等への太陽光パネルを設置するときに、設備の耐用年数が20年以上を一つの目途にしていますということなのですが、公共施設等総合管理計画の中でいろいろあるのでしょうかけれども、屋根を塗り替えなければいけないとかいろいろあると思うのです。

そういったときに、20年の途中で、1回太陽光パネルを下ろして、また載せるという

ようなことは非常に無駄なので、その辺はしっかり見ているのでしょうかという、この2つです。

委員長：菅原市民環境部長。

市民環境部長：2点目のほうからですが、20年以上がこの事業の条件となっておりますので、屋根の塗り替えなどという点も考慮しております。

先ほど、那須委員から御質問がありましたように、屋根の耐力度とか、構造上の計算、あとは築何年というところを確認しながら、選定について検討している段階であります。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：マイナンバーカードの更新の手続がスマートフォンでできないかというようなお話でしたけれども、マイナンバーカードの更新の手続の時期になりますと、地方公共団体情報システム機構というマイナンバーカードをつくってくれるところから、お手紙がその方に届くのですけれども、この更新の手続の中には、申請の方法が書いているのです。

そこではスマートフォンで写真を撮って申請をするということは可能なのですが、受け取りをするのは、やはり役所に来ていただく必要がありますので、新規の申請をするときと同じように、申請はスマートフォンとかパソコン、それから町なかにある証明用写真機など、そういったもの、それから郵便などで可能なのですけれども、受け取りのときには、どうしても来ていただく必要がございます。

それから、今お持ちのカードの有効期限が切れてしまいますので、そちらを返していただくような手続も必要になりますので、やはりスマートフォンとかだけでは足りなくて、一度は役所に来ていただくことになります。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：今、岩淵委員の質問と関連するのだけれども、私、マイナンバーカードというのは、1回取れば、ずっと、それが未来永劫有効なものとおったのだけれども、それが切れるわけですか。

10年とかのサイクルで。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：マイナンバーカードには有効期限がございます、18歳未満の方は5年、それを超えた方ですと10年といったことになります。

有効期限がございます。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：私は、1回取ったら、あと大丈夫というような認識があった。

それを更新しなければいけないと政府で言いましたか。

全然、私は、電話も来なかったし、だまし討ちみたいな。

その辺、非常に私も今、これを見て、どうしたものだろうかと思ったわけです。

マイナンバーカードをいつ取ったということが、カードに書いてあるのですか。

そこから10年後に切れるということであれば、私は今から3年ぐらい前に取っているから、あと7年ぐらいしたら、80歳を過ぎていくわけだけれども、手続、面倒だよな。

市役所に来て、期限が切れそうだから更新してくださいといった場合に、やってくれるのですか。

それとも自分でやりなさいとなるのですか。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：有効期限がありますということについては、もしかすると、説明が足りなかったのかもしれませんがけれども、有効期限はございまして、そして、中に電子証明書という情報が入っているのですけれども、期限というのは10年ではなくて5年なのです。

カードを使う場面というのが、コンビニエンスストアに行って、マイナンバーカードで住民票を取るといったようなことも可能なのですけれども、そのときに暗証番号を入力してくださいということで、暗証番号を入力するのですが、それが電子証明書という形になるのですが、その有効期限というのが5年になっていますので、カード自体の有効期限は10年なのですけれども、電子証明書、暗証番号の期限というのが5年間ありますので、その手続にも、やはり来ていただく必要はございます。

カードにつきましては、10年、どうしてもお顔の写真が必要になりますというようなことになりますので、無期限ではなくて、10年で更新していただくということになっているようでございます。

委員長：ただいま、市民環境部から御説明をいただきましたけれども、今日は4つの部門から御説明をいただくことにしておりますので、各部等30分ぐらいということでございますので、後日、お願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、市民環境部所管の事業の調査を終わります。

市民環境部長、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

職員入替えのため、休憩します。

（休憩 15：32～15：33）

委員長：再開します。

次に、健康こども部の事業の説明を求めます。

松田健康こども部長。

健康こども部長：どうぞよろしくお願いいたします。

職員の紹介は省略させていただきます。

それでは、資料に基づいて、健康こども部の令和6年度の主な事業ということで、本日、説明させていただきたいのは、一関市こどもセンターの役割と機能、それから、わかばクラブ整備事業、新型コロナウイルス予防接種の助成の3点であります。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

4月1日から、保健センターの1階、こども家庭課の中に設置した一関市こどもセンターの役割と機能について、改めて御説明させていただきます。

役割といたしましては、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営、ここの部分が一つのキーワードになります。

母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営することによって、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、それから、子供と子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供するというような役割を担います。

主な業務といたしましては、保健師が中心となっていく妊娠、出産、子育てに関する相談等、これが母子保健機能であります。

それから、こども家庭支援員が中心となっていく、子育てに困難を抱える家庭の相談、これが児童福祉機能になります。

支援を要する人を必要なサービスにつなげ、計画的に支援するサポートプランの作成、それから関係機関と連携しながら支援体制を充実・強化していくための地域資源の開拓というような、大きくまとめるとこの4つに集約されると思っております。

その下に、イメージ図がありますけれども、真ん中に、白抜きのところで、一関市こどもセンター、これがこども家庭課内に設置しておりますけれども、その右隣、児童相談所、それから要保護児童対策地域協議会、こちらと連携・協働をしながら進めてまいります。

それから、その下にある、様々な資源による支援メニューにつながっておりますけれども、なかなか役所だけではカバーできない部分がありますので、民間とか地域資源と一体となった支援体制を構築していくというようなことで、その下に、たくさん四角がありますが、左側から子ども食堂、訪問家事支援、保育所等、一つ飛ばして教育委員会・学校、放課後児童クラブ、下の段で、子育てひろばや家や学校以外の子どもの居場所、それからケースによっては、医療機関、産前産後のサポートケア、障がい児支援といった支援メニューにつなげていくというようなイメージでおります。

言葉で言うのは簡単なのですが、こういった包括的な支援というようなことです。

3、実施体制ですけれども、こどもセンターの責任者として、センター長を配置しております。

これは、こども家庭課長が兼務しております。

それから、母子保健と児童福祉の双方の業務を十分に理解して、俯瞰して判断することができる統括支援員というようなものを配置しております。現在はこども家庭課で臨床心理士の資格を持っているこども企画係長が兼務しております。

その下にも、イメージ図みたいなのがありますが、センター長がまず全体を包含するというような、所掌するというようなことで、左側には、おやこ健康係、こども家庭課の中のおやこ健康係が母子保健の分野を担うと。

それから、右側、子育て応援係というような係がありますが、こちらのほうでは、児童福祉の分野、こども家庭支援員等がいるわけですけれども、こちらのイメージに、現在の係名を当てはめるといって、こういうような役割分担がありますが、それを間で統括支援員がつなぐ、連携させるというようなこととして運用しております。

今まで、この役割とか体制を申し上げましたが、だからといって、何か変わるかというような、大きく変わるかというところではなくて、今までの相談体制を充実していくというようなことになります。

とはいえ、令和6年度、こどもセンターの設置に合わせて、新しく取組を始めたところが、次のページの4番になります。

1つは、子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）というように、右側に概要がございますが、育児や家事に不安を抱える家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、家事や養育に関する支援、助言もありますけれども、を行うという事業であります。

それから、児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所）ですが、養育環境に課題を抱える児童に対して、安心して過ごすことができる居場所を提供するというようなものであります。

3つ目、親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）というように、子育てに悩みを抱えている保護者に対して、ペアレントトレーニングなどを実施し、児童の発達に応じた相談や助言などの支援を行うというようにあります。

それから、産後ケア事業（通所型）は、これまで行ってきた訪問型の産後ケア事業に加え、通所型を新たに実施するというようなものです。

利用回数についても、上限がございましたが、通所型と訪問型を合わせて、3回から7回に利用回数の上限を拡大しております。

初回産科受診料助成というように、低所得の妊婦を対象に、初回の産科受診料を助成するといったものを新たな取組として開始しています。

それと、その下ですが、参考として、こどもの発達に関する支援の流れというものを、図示しております。

この子供の発達支援についても、こどもセンターの役割の一つにすぎませんが、令和5年度の市民と議員の懇談会に基づく提言の中に、発達支援の充実による早期養育支援と保護者支援という項目がありましたので、現在の発達支援の流れを、この場をお借りして説明させていただきたいと思っております。

説明はこども家庭課長から行います。

また、こどもセンター長にもなります。

委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：こども家庭課の及川久美子と申します。

よろしく願いいたします。

私からは、こどもの発達に関する支援の流れについて、説明させていただきます。

発達に関する支援の入り口は、左の上にあります相談受付とありますが、保護者からの相談によるものや、図の左下にある、集団で行う乳幼児健診での相談がきっかけになる場合がほとんどです。

電話や来所、紹介による相談を受け付けた場合は、初回相談で受けた相談内容に応じて、図の右側にあります①子育て相談、②子育てひろば、③発達支援教室のいずれかにつながります。

なお、子育て相談や子育てひろばでの様子から、発達支援教室につながるお子さんもいます。

③発達支援教室の右側にあります、さくらんぼ教室は、下の表、事業内容の中の③にありますとおり、発達面で心配を感じている親子のためのグループ遊びと相談の場になります。

発達の状況を見ながら、必要に応じて、④発達支援相談や、右側の下のほうにあります⑥療育教室につながります。

また、さくらんぼ教室の下にありますあそびの教室は、下の表の事業内容、これも同じく③に表示してありますが、発達支援のために小集団活動の経験が望ましいとされた未就学児の親子を対象にグループ遊びを行うほか、保護者の相談に対応します。

こちらもお子さんの状況を見ながら、④発達支援相談などにつながります。

図の右下、⑦就学相談は、年長のお子さんを対象に、こども家庭課におります幼児期特別支援コーディネーター2名が対応し、スムーズに小学校に就学できるよう、お手伝いしております。

このほか、年に一度ではありますが、精神科医師や臨床心理士、相談支援事業所など、専門家を交えた一関市乳幼児発達支援専門会議を開催し、意見交換などを行っているところです。

私からの説明は以上です。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：こどもセンターは以上です。

それでは、資料3ページをお開き願います。

わかばクラブ整備事業についてです。

本年1月15日でしたけれども、教育民生常任委員会で教育委員会の一関小学校の整備事業と併せて概要を説明いたしておりますけれども、そのときは、予算が固まる前でしたので、その後の予算を踏まえて、今日は少し、前回よりも踏み込んだ、現時点での計画を説明させていただきます。

目的は省略いたします。

2、現状ですが、これまで説明してきたとおりであります。一関小学校区の放課後児童クラブであるわかばクラブ、施設規模及び支援員の不足から、現在3年生までの受入れとなっております。4年生以上の児童は申込みできない状況にあります。

こうした状況を踏まえまして、3、事業概要（予定）、現時点での予定ですが、一関小学校整備事業と併せて、同学校敷地の隣地に6年生まで受入可能な放課後児童クラブを整備する。

これまで、用地は近隣の民有地の活用を含めて検討というようなことで御説明してまいりましたが、今の時点では、同学校敷地の隣地というようなことで、計画を説明させていただきます。

施設規模ですが、定員240名、延べ床面積650平方メートル程度、敷地面積を3,600平方メートル程度というようなことで、こちらも本日、新しい内容になっております。

4、令和6年度の事業概要、金額は予算額となりますが、用地購入で1億1,400万円ほど、用地造成の実施設計で1,300万円ほど、地質調査業務委託で1,200万円ほど、合わせて1億3,900万円ほどの予算額となっております。

今後のスケジュールといたしましては、7月までに用地を取得したいと考えております。

年末まで用地造成工事の実施設計を進めまして、10月から並行して来年の1月まで地質調査、そして令和7年度に用地の造成、それから建築工事の実施設計、令和8年度にクラブの建築工事をしまして、令和8年度末にオープン、令和9年度に現クラブ舎を解体というスケジュールでございます。

最後に、新型コロナウイルス予防接種の助成、次のページになります。

まず、振り返りの意味も含めまして、今の新型コロナワクチンとこれからの新型コロナワクチンの取扱いの違いについて、改めて説明させていただきます。

接種の分類といたしましては、令和5年度まで、令和6年3月31日までは特例臨時接種というような位置づけでありました。

これが、令和6年度から、令和6年4月1日からB類疾病の定期接種というようなものになってございます。

接種の目的が重症化予防は変わりございません。

法的関与といたしまして、努力義務、これは接種を受ける側が接種を受ける努力義務があるかどうかというようなものと、接種勧奨というのは、接種を行う側で、接種を勧めるかどうかというような、接種勧奨行為をするかどうかというようなこととなりますが、これまでは、65歳以上の高齢者は受ける努力義務、接種勧奨があったのですが、令和6年度からはそれがなしというようなことになっております。

全て個人の自由と。

それから、ワクチンの調達については、これまで国が一括購入したワクチンを各自治体に配分しておりましたが、これからは一般流通するワクチンを、医療機関がおのこの調達するというような形になります。

接種単価は、国で一律に決定しておりましたが、医療機関がこれからは決定することになります。

自己負担は、今までありませんでしたが、これからはありというようなことになりま

す。

対象者は、生後6か月以上の者全てでしたが、今度は、定期接種は65歳以上の高齢者と、60歳から64歳で、重い基礎疾患がある人というようなことになっております。

それ以外の方も、任意接種としては可能でございます。

接種の期間と書いてありますが、接種の時期とお考えいただければですが、接種の時期・回数は、令和6年度は、この定期接種の人たちは、秋冬の時期を想定されております。

国のほうで想定しております。

それから、この秋冬の時期に年1回というようなことであります。

使用するワクチンは、令和6年度の定期接種は、秋冬の時点で最新のWHOが推奨する、推奨株の対応ワクチンということになっております。

いろいろ申し上げましたが、全て高齢者のインフルエンザワクチンの接種と同じように考えてもらえば分かりやすいと思います。

ワクチンも、医療機関がそれぞれで調達し、値段もそれぞれの医療機関が決定し、自己負担も一部あって、対象者も65歳以上の高齢者等、時期も秋冬に1回ということであります。

2、国から示された接種費用と、現時点での当市の一部助成額として決定した経緯でございますが、当初予算にこの一部助成額を計上しております。

昨年末に、年末に国から標準的な接種費用というようなことで、これは国の財政支援の算定に用いられる接種費用になりますが、これを7,000円ということを示されたところであります。

国の財政支援というのは、定期接種というようなことに位置づけられると、地方交付税で一定の財政支援がされる仕組みになっております。

この地方交付税で国が支援するに当たって、値段を想定しないと、地方交付税で幾ら見るというようなことができないものですから、その算定用の標準的な費用として、7,000円としますと示されたのが年末でした。

それを受けて、市では、インフルエンザと同じというようなのが、この新型コロナワクチンもキーワードになりますので、インフルエンザの予防接種と同様に、接種費用の半額程度、3,500円を助成するということが、当初予算に計上したところであります。

予算規模とすれば、3,500円に4万1,000人を掛けて接種率60%を見込んで、これでも8,700万円弱の予算規模で、かなり大きいものであります。

これで予算計上しておりましたが、次の丸、当初予算成立後の3月15日、議会の最終日の翌日でしたけれども、この日に、厚生労働省から自治体説明会が行われたのですが、そこで、国がワクチンメーカーに改めてワクチンの価格の聞き取りをしましたところ、7,000円と言っていたのが1万5,300円ぐらいになりそうだと、それで1万5,300円に見直しますというような決定事項として、また伝えられたというようなことであります。

そうすると、7,000円の半分ぐらいは自己負担してもらい、半分助成と思って、高齢者のインフルエンザと同じように進められるかと思ったのですが、実際は1万5,000円の接種費用になると、3,500円の補助では自己負担が1万2,000円になってしまうということが、今の状況でございます。

そこで、今後の対応ですが、この接種費用が大きく見直されましたので、これを受けまして、当初予算に計上した一部助成金3,500円について、接種費用の見直しに伴い国の財政支援も見直されることとなります。

最初、7,000円と言ったけれども、1万5,000円となったから、それで全部、自己負担に転嫁したり、市町村に転嫁したりということはできないから、国のほうでも言ってしまった手前、価格を跳ね上げさせた責任もあるから、それを何とか助成しますというようなことで、その国の状況を踏まえ助成額の再検討を行うと。

幾ら助成するかということ、もう1回決めるということで考えております。

助成額の増額が必要と判断した場合、必要になるでしょうけれども、その場合は、補正予算として提案させていただく。

幾らというようなことは、今の時点では申し上げられませんが、そういうようなことで対応してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

委員長：予定されております時間に到達するところですが、特別に質疑があればお願いします。

岩淵委員。

岩淵委員：ありがとうございます。

最初のこどもセンターのところですが、おやこ健康係と子育て応援係のところの連携協力のところは、統括支援員の方が間に入ってやるとなっていますが、それ以外の、図の下のほうに、子ども食堂からずっといろいろなものがあります。

そこの連携はどこの誰がやるのかというのを教えてほしいのが一つと、それから、わかばクラブですが、ハード面のスケジュールは分かりました。

支援員等々の体制、ソフト面、そこはどういうスケジュールで人員体制を図って、運営されるのか、そこをちょっと概略で結構ですから、手短によろしくお願いします。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：ここに書いてあるいろいろなメニューとのつなぎというところで、このメニューがほかの部にもまたがる場所がありますので、そこはこのセンターの中で、統括支援員を中心に、他の部課とも連携しながら、こちらで中心になってつないでいくというような形を取っていきたいと思います。

それから、わかばクラブの運営主体などは、今の運営主体がそのままできるかというようなところもありますので、今、話をしているところですが、ハードはハードで進めながら、運営主体がしっかり確保できるように、並行して話を詰めていきたいと思っております。

委員長：それでは、時間が迫ってきておりましたので、質疑を終わります。

以上で、健康こども部所管の事業の調査を終わります。

健康子ども部長、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

職員入替えのため、休憩します。

(休憩 15:58~16:01)

委員長 : 再開します。

次に、福祉部の事業の説明を求めますが、その説明の前に、本日御出席の部長と職員の自己紹介をいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

福祉部長 : 福祉部長に着任いたしました山形雅彦と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

前任は川崎支所の所長をやっておりました。

今年度から福祉部長ということになりました。

よろしく願いします。

それぞれの自己紹介をさせていただきます。

福祉課長 : 福祉部次長兼福祉課長の小野寺一宏と申します。

前任は、室根支所の地域振興課長でした。

よろしく願いいたします。

長寿社会課長 : 長寿社会課長を4月からしています伊東と申します。

3月まで長寿社会課の高齢福祉係長をしておりました。

引き続き、よろしく願いいたします。

障がい福祉係長 : 福祉課障がい福祉係のほうでお世話になっています。

今年度は主幹兼障がい福祉係長ということで、福祉課4年目になります。

坂本寿究子といたします。

よろしく願いします。

生活福祉第二係長 : 福祉課課長補佐兼福祉第二係長の小野寺早苗です。

どうぞよろしく願いします。

委員長 : それでは、説明を求めます。

山形福祉部長。

福祉部長 : それでは、福祉部の令和6年度の主な事業についてでありますけれども、令和6年度の予算審査特別委員会の際に補足説明を行いました事業のうち、主なものに絞って説明をさせていただきます。

長寿社会課分につきましては、成年後見制度利用支援事業及び医療介護人材育成事業のうち、事業内容を拡充いたしました介護保険施設等人材育成支援事業について、説明をいたします。

また、福祉課分といたしましては、障がい者福祉事業の体系について、また、生活保護関連については、生活困窮者自立支援事業ですとか、令和6年度に導入することとしておりますA Iを活用した業務支援システム、生活保護業務の相談支援サービスについて、説明をいたします。

説明を、それぞれ担当課長からさせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：私から、長寿社会課の各種事業のうち2つについて、説明をさせていただきます。

資料の1ページになります。

①の成年後見制度の利用促進に係る令和6年度の取組について、説明をいたします。

初めに、(1)国の動向でございます。

1つ目の丸でございますが、平成28年度に成年後見制度利用促進法が施行されまして、成年後見制度の利用促進を図る上で、市町村の取組が不可欠ということで、法律に市町村の講ずる措置が明記されたものでございます。

また、2つ目の丸でございますが、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域連携ネットワークづくりとして、令和6年度末までに全市町村において、制度や相談窓口の周知、また、中核機関を整備することとされたものでございます。

次に、(2)一関市・一関地方の動向でございますが、これまで地域連携ネットワークに係る会議を開催しまして、将来的に一関市と平泉町を圏域とする協議会を設置することなど、協議してまいりました。

国の動向で説明いたしました、令和6年度末までに設置することとなっております審議会等について、今年、令和6年10月1日に、一関市及び平泉町を圏域とする一関地方権利擁護連携推進協議会を設置するとともに、中核機関となります一関地方成年後見支援センターを設置することとしてございます。

現在、市では、一関市としての成年後見支援センター業務の一部を一関市社会福祉協議会に委託しておりますが、10月1日以降は平泉町を含むものとするため、変更契約する予定としております。

また10月1日以降の関係機関とのネットワーク全体をイメージした図を、資料の2ページのほうになりますけれども、お示ししてございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

なお、成年後見制度における市の役割としては、これまでと同様に、身寄りがいない方などの制度利用に係る首長申立てや、生活保護受給者などの低所得者の制度利用に係る報酬助成のほか、成年後見支援センターとして制度を利用されたい方の相談、課題に対する関係者との会議、また研修会などを開催していくものでございます。

制度利用を希望される方の申立てなどを、市が行うものではないということを申し添

えさせていただきます。

続いて、②介護保険施設等人材育成支援事業の見直しについて、説明をさせていただきます。

昨年度、市内の介護事業所に対して行いましたアンケートでは、多くの事業所が介護職員（人材）の確保が困難という回答をしております。

市では、平成27年度から介護保険施設等人材育成支援事業として、介護職の人材育成に係る市内介護保険施設を運営する法人に委託、実施してきたところでございますが、事業内容から6か月を要するものであったこと、また、委託事業であるため、年度内に事業完了しなければならないこと、以上のことから、実質、上半期の雇用分、雇用した方にしか対応できないものでございました。

この事業内容について見直しを行いまして、これまでの委託事業から補助事業に変更しまして、通年利用できる制度とすることで利便性の向上、また介護人材の確保、資質の底上げを図ってまいりたいと考えているところでございます。

この事業の見直しにつきましては、令和6年度から対応することとしておりまして、既に令和6年度となっていますので、見直した後の内容で、現在、進めているという状況でございます。

長寿社会課からの説明は、以上で終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長：小野寺福祉課長。

福祉課長：それでは、私のほうからは、福祉課の主要事業について、御説明申し上げます。

3ページの1、障がい者（児）福祉事業についての部分を御覧ください。

説明の内容といたしましては、障がい者及び障がい児、以降、障がい者福祉事業ということでお話しさせていただきますが、そちらの枠組みについて、主要事業を、まず踏まえながら御説明を申し上げるものです。

障がい者福祉事業は、障害者総合支援法によるものが一つ、あとは児童福祉法によるものが一つ、その他ということで、大きく3つの枠組みで成り立っております。

まずは、1、障害者総合支援法によるものについてです。

障害者総合支援法によるものは、国の基準に沿い実施するものと、地域の実情に合わせて実施するものの2種類がございます。

Aの国の基準に沿い実施するものについては、Aの介護給付、自立のための各種訓練給付を行う、Bの訓練等給付、サービス提供事業者への連絡調整相談支援を行う、Cの計画相談支援、社会的入院等の地域移行であったり、地域定着の相談を担います、Dの地域相談支援、手術による治療、精神疾患の通院治療に治療費を公費負担する、Eの自立支援医療、補装具の購入、貸与の費用負担、営業負担の支援を行うFの補装具というものになっております。

次に、Iの地域の実情に合わせて実施するものについては、日常生活用具（費）給付事業であったり、移動支援事業などの市町村地域生活支援事業が挙げられるところです。

次に、(2)児童福祉法によるものについては、児童発達支援や放課後等デイサービス

などの、障がい児の通所支援が挙げられます。

(3)その他として、関係機関等が、地域における障がい者等への支援体制の整備について協議する、一関地区障害者地域自立支援協議会が挙げられます。

詳しくは、5ページを後ほど御覧いただければと思います。

次に、(4)相談窓口についてです。

アの一関市については、Aの本庁福祉課、Cの支所市民福祉課が市の障がい者福祉の総合的窓口となっております。

なお、子供の障がいの相談につきましては、主にBのこども家庭課で担っておりますが、本庁福祉課及び支所市民福祉課と連携しながら対応することとしております。

Dの障害者相談員は、令和5年度末現在で、身体の相談員は12名、知的の相談員が6名、計18名の相談員という形となっております。

Eの手話通訳を行う障がい者相談員は、福祉課内に配置されております。

Fの市へのつなぎとしての民生児童委員という構成となっております。

イの一関市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の拠点として、各種援護、相談事業の実施、心配ごと相談所を開設しております。

ウの一関障害者生活支援プラザ、こちらにつきましては、ピアカウンセラーによる聴覚・肢体・視覚障害の曜日ごとの助言、援助を実施しているところです。

エの民間の相談機関として、市内の指定相談支援事業所を御活用いただけるという形となっております。

オの岩手県の相談機関についてですが、市内では、聾啞者、盲聾者相談員を配置するAの一関福祉環境センター、精神福祉及び難病に関する相談に対応するBの一関保健所保健課、児童に対する相談全般に対応するCの児童相談所があります。

また、市外とはなりますが、盛岡市及び矢巾町には、EからGの各機関、電話相談のH、岩手県障がい者110番相談室がございます。

参考となりますが、カの国においては、障害基礎年金及び障害厚生年金の手続や、その相談に対応するAの一関年金事務所や、障がいのある方の雇用対策全般に対応するBのハローワーク一関が挙げられるところです。

詳しくは、6ページから8ページを後ほど御参照いただければと思います。

次に、4ページをお開きください。

2、生活保護及び関連福祉事業についてです。

(1)生活保護になります。

憲法25条、こちらが生存権の規定ですが、その規定に基づきまして、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として、扶助費の支給や自立助長の支援を行うものとなっております。

扶助の内容は、記載のとおり各扶助となっております。

(2)生活困窮者自立支援事業になります。

こちらにつきましては、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として支援するものとなります。

実施メニューは、記載のとおりとなっております。

次に、(3)被保護者就労準備支援事業になります。

一般就労が困難な被保護者を対象に、日常生活習慣の改善指導であったり、一般就労の準備段階としての就業訓練を行うものとなっております。

次に、(4)行旅病死入扶助になります。

行旅病死入及び行旅死亡入取扱法に基づきまして、困窮した行旅人に食料の支給であったり、交通費の貸付け、行旅病人に医療費の扶助を行うものとなっております。

また、墓地埋葬法に基づきまして、身元不明の行旅死亡人や、身元が判明しても引取手がない御遺体の葬祭を行うものとなっております。

次に、(5)中国残留邦人等支援給付になります。

戦時中の中国やシベリア等から帰国した残留邦人に、支援給付金を給付するなどして支援するものとなっております。

参考までに、令和2年に、一関市内の給付対象者がお亡くなりになりまして、令和3年度以降は、一関市内の給付対象者はいないという状況になっております。

最後に、(6)令和6年度新規事務事業についてです。

A Iを活用した生活保護事務の相談支援サービスになりますが、タブレット端末を活用しまして、聞き取りが必要な事項をA Iがガイダンスしたり、あとは音声自動文字起こしでの記録作成、窓口以外でのタブレットによる生活保護申請、あと連絡のグループウェア化等々によりまして、生活保護事務の事務改善を行うものです。

私からの、福祉課の主要事業についての説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

委員長 : これより質疑を行います。

岩淵委員。

岩淵委員 : 最初に、地域連携ネットワークの全体像というところで、一関地方成年後見支援センターというところに、業務の一部を一関市社会福祉協議会へ委託と書いていますが、どの業務を委託するのですか。

ここを教えてください。

委員長 : 伊東長寿社会課長。

長寿社会課長 : 成年後見支援センターとしての業務の中で、研修会の開催であったり、申出者に対する地域包括支援センターだったり、障がいの事業所だったり、そういったところのフォローだったりという業務があるのですが、一部業務委託というものが、今、一関市社会福祉協議会に相談支援員として困難ケースの支援という、社会福祉士の方に、今、対応していただいていますけれども、そういった困難事例、例えば1人だけの成年後見ではなくて、家の中で二、三人いるというような、関係機関が病院だけではなく障害施設もあるといった複数の業務に関わるものについての相談とか、そういったところで、業務として対応していただいているということでございます。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員：下の図の一番下に、権利擁護が必要な高齢者、障がい者もしくはその親族・支援者の相談の矢印が上に上がっていますよね。

太い矢印と細い矢印で、基幹相談支援センターのほうにあります。

この基幹相談支援センターは、たしか一関市社会福祉協議会の中にあると思っているのですが、この太いほうの矢印の相談先はどこになるのですか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：成年後見については、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者というような、大きく障がいの方と認知症の方とありますけれども、認知症の方については、一関西部地域包括支援センター、一関東部地域包括支援センターだけでなく、さくらまち地域包括支援センター、はなみずみ地域包括支援センター、しぶたみ地域包括支援センター、ふじさわ地域包括支援センター、そういった地域包括支援センターに、あとは障がいの方については、基幹相談支援事業所であったり、平成会とか、様々なそういった関係する事業所にまずは相談して、そこで解決できなかったものについては、上のほうに指導助言をいただいているというような形を取っていきたいと思っています。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今、おっしゃったところですが、具体的に、私が相談したいという立場だとすると、どこに言えばいいのかというのは、何を見ればいいのか、どうすれば分かるのか。

いろいろな精神障がいだったり、認知症だったりすると、自分で判断できない方、多々いらっしゃるのではないですか。

そういったときに、どういう形でその人をサポートして、この成年後見人制度を利用できるところまで持っていくというのは、具体的といいますか、はっきりと分かる仕組みというのは、何を見れば分かるのですか。

我々もいろいろなことで相談をされますので、こういうケースの場合はここに行ってくださいとか、ここがいいのではないですかとか、アドバイスもできるのですけれども、時間がなくなって申し訳ないのですけれども、詳細は後でいいので、簡単に教えてもらいたいと思います。

取りあえず、基本的なところだけ、よろしくお願いします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：先ほど言った地域包括支援センター、あとは障がいのほうの事業所というところが、まず第一の相談窓口とっておきますけれども、だからといって、成年後見支援センターにいきなり相談に来られては困りますというものではございません。

病院の医療相談室であったり、あとは、直接的なところではないのですけれども、金融機関の窓口で成年後見の制度を使ったほうがいいのではないですかというような助言

が御家族の方であって、御家族から市役所に行って相談してみてくださいというようなことにつながってきているというものも、相談業務としてはございますので、様々などころから、その情報源が発生して、あとはその方をどこで支援していくかというのを整理していくというように考えているものでございます。

委員長：那須委員。

那須委員：一関市社会福祉協議会への委託というのは、左側の文書で説明した(2)の丸の3つ目のことですが、この図でいうと先ほどの一部を一関市社会福祉協議会へ委託というところは理解しました。

今、伊東課長からお話があった、一次相談窓口と二次相談窓口とあるが、一次相談窓口、二次相談窓口の区分けが分からない。

あとは②の見直しの件で、委託事業から補助事業に見直したということですが、一回話はいただきましたが、もう一度説明をお願いします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：一次相談窓口、二次相談窓口というところですけども、一次相談窓口は、より身近な、対象者に対して、身近な相談先というように考えています。

二次相談窓口というのが、成年後見支援センターというように考えているのですけれども、まだ立て分けが、そういうように一次相談窓口、二次相談窓口というように分けていますけれども、なかなか地域包括支援センターでも数をこなしていないということもあって、急に一次相談窓口はあなた方だからやってと言ってもできませんというようなこともありますので、そこはお互いに、まずは連携しながら、知恵を出しながらやっていきたいと思います。

将来的には、一次相談窓口、二次相談窓口というものをしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、②の人材育成支援事業についてですけども、以前は、委託事業で年度内に終了するというのですが、事業に6か月を要したので、下半期に雇用した人が、どうしても年度内に完了しないということで、実質、上半期に雇用した方のみでした。

今回の見直しによって、6か月经過した時点で、補助金申請ができるというように見直しましたので、例えば1月に採用しても、1月、2月、3月、4月、5月、6月と、6か月がたった6月末、7月の段階で補助金申請をするというようにすれば、いつ雇用しても、6か月たった時点で補助金が申請できるというようにしましたので、利便性は向上するというように考えております。

委員長：千葉大作委員。

千葉(大)委員：今、成年後見制度の利用促進に係る令和6年度の取組の説明があったのだけでも、実際、令和5年度、この制度を利用した人数、何人ぐらいいるの。

委員長 : 伊東長寿社会課長。

長寿社会課長 : 令和5年度に申請をしたということでの数値は把握しておりませんが、成年後見制度は、市を通さなければならないというものではなくて、家庭裁判所に申立てをして認められた方が制度を利用しているということになります。

ちょっと古いですがけれども、令和4年12月現在で、一関市の成年後見利用者は180人。補足ですけれども、後見、補佐、補助で3種類あるのです。

後見は、先ほど言った180人で、補佐は27人、補助は2人。

それから、任意後見という制度もあるのでありますが、任意後見は一関市では2人、合計211人がこの後見、補佐、補助、任意後見、いずれかを利用されているという状況でございます。

委員長 : 千葉大作委員。

千葉(大)委員 : 補佐、補助、任意後見の違いは。

委員長 : 伊東長寿社会課長。

長寿社会課長 : まず、後見のほうから説明しますが、後見は、被後見人が判断能力を欠く状況にある。

補佐という方ですけれども、被補佐人に代わって、一定の行為を行う。

判断能力が著しく不十分な場合に、補佐人が選任される。

補助ですけれども、財産管理や生活支援を行う。

まるっきり、判断能力は全然ないという方については、後見になりますし、一定程度の判断能力があると家庭裁判所のほうで判断された場合については、補佐、補助というようになっていく。

それをどこで判断するかというのは、医師の診断書になるかと思えます。

それで、家庭裁判所のほうで判断をされるということになります。

それから、任意後見については、自分は今、しっかりしているのだけれども、将来、認知症になったときは、私の息子、私の娘をお願いしたいというように、事前に登録しておく制度が任意後見になります。

委員長 : 千葉大作委員。

千葉(大)委員 : 令和5年度は、実態はまだ把握していないということだけれども、令和4年度でこのぐらい、200人を超えるような利用があったということからすると、それなりの人数の利用があったように、私ども推察するわけです。

だから、令和6年度が、今、始まっているわけだから、どんどん市民の皆さんに、こういう制度が周知されて、利用頻度が上がってきて、市役所はいいところだと思われる

ように、あなた方の活躍を期待します。

委員長 : それでは、福祉部への質疑は以上としたいと思います。
以上で、福祉部所管の事業の調査を終わります。
福祉部長、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。
職員入替えのため、休憩します。

(休憩 16 : 30～16 : 34)

委員長 : 再開します。
初めに自己紹介をお願いしたいと思います。
教育長からお願いします。

教育長 : 令和6年度、教育長を務めます時枝直樹です。
どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長 : 令和6年度教育次長ということで、まちづくり推進部から着任しております、千葉
せつ子と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 : ありがとうございました。
それでは、教育委員会の事業の説明を求めます。
時枝教育長。

教育長 : それでは、令和6年度教育委員会における主な事業について、教育次長のほうから説
明をいたします。

委員長 : 千葉教育次長。

教育次長 : それでは、私のほうから、令和6年度教育委員会における主な事業ということで、主
な新規事業だったり拡充事業だったりというのを、4点ほど、今回紹介させていただきます。

そのうち、既に前年度、教育民生常任委員会のほうで説明させていただいた案件もご
ざいますけれども、そこも含めて説明させていただきたいと思います。

それでは、資料ですが、令和6年度教育委員会における主な事業についてを御覧いた
だきたいと思います。

一番初めに、学生寮整備補助金というものを載せてございます。

こちらは、2,000万円の予算で、新規事業でございます。

遠距離等により、通学が困難な学生の居住場所を確保し、教育環境の充実を図るため、
学校法人や事業所などが行う学生寮の整備（新築・増築・改築・改修）になりますが、

それらに係る経費に対して補助するものとしております。

この新規事業ですけれども、スケジュールといたしましては、今現在、要綱を整備しております。

4月中には要綱を整備しまして、制定後、速やかに周知してまいりたいと考えてございます。

事業の概要ということで、案になってございますが、こちらはまだ要綱が告示になっておりませんので、案とさせていただきます。

補助対象事業者は私立学校や専修学校、日本語学校などの学校などを設置する法人または個人事業主、また学生寮を学生もしくは学生の保護者へ貸し付ける法人もしくは個人事業主としてございます。

補助金の上限額になりますけれども、戸数、何人を入れるかというようなのも、積算のほうには、算出には出てくるのですが、新築ですと200万円が上限、増築・改築・改修ですと100万円の上限となっております。

いずれ、今現在、要綱制定中ということで、早めにこちらのほうは周知して、必要なところにはぜひ使っていただきたいと考えているところです。

一つずつ説明させていただいてよろしいですか。

続いてですが、2つ目としまして、一関小学校整備事業は、継続事業ということで、1月15日の教育民生常任委員会で一度説明をさせていただいているところでございます。

校舎等の整備を検討するために、令和6年2月19日に一関小学校の施設整備事業検討委員会というのを設置してございます。

また、令和6年3月には、一関小学校の改築の基本構想を策定しております。

今日はそちらのほうも共有させていただいております。

改めて説明させていただきますが、令和6年度においては、校舎建物及び敷地内配置の基本設計を実施するというところで、既に説明済みのところでございますが、スケジュールにつきましても、特に大きな変更はございません。

確認のために、こちらの資料のほうですけれども、令和6年度は基本設計、これが7月末から8月にかけて、指名型プロポーザルによって業者選定・契約に進めたいと考えております。

こちら8月からとなっておりますが、8月から9月頃になろうかと思っておりますけれども、業者と契約後、学区内の住民等に対する説明会を開催し、意見集約をしたいと思っております。

こちらは、2か所ぐらいで説明会を開催したいと思っております。

整備事業検討委員会の開催も行いまして、学区内住民の意見を整理させていただいて、基本設計に反映、またどのように反映されているかというのを確認していくというような形で考えてございます。

途中経過につきましては、適宜、教育民生常任委員会にも、定期的に報告をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

令和7年度以降につきましては、令和7年度実施設計、令和8年度、令和9年度と建設工事、令和10年度に現校舎及び現屋内の運動場の解体工事、令和10年度には供用開始ということで、令和11年度には屋外の環境整備工事というような形で、これは1月15日

に提供させていただいた資料の説明と変わりはありません。

続いて、3つ目の事業でございますが、こちらは文化的景観保護推進事業となっております。

国の重要文化的景観に選定されている「一関本寺の農村景観」保存計画について、これは平成18年に計画を策定しているものなのですが、これまではずっと大きな改定をしてきておりませんでした。

現在の状況に即した計画とするように改定するものでありまして、3か年事業として進めていく予定としております。

なお、改定に当たりましては、今後の地域づくりに対する地元の意向を確認しながら、進めてまいります。

表にありますように、令和6年度は重要建物の調査、また骨寺村荘園遺跡指導委員会において、文化的景観部会を立ち上げて、計画改定の方向性を検討してまいります。

令和7年度につきましては、保存計画の改定案の作成、地元住民を交えたワークショップの開催を予定してございます。

令和8年度には、「一関本寺の農村景観」保存計画の改定作業を終了しまして、印刷、製本というような形での3か年事業と考えてございます。

4つ目ですが、移動図書館車サービスの全域化ということで、こちらは1月30日に、同じく常任委員会のほうで一度説明させていただいておりますけれども、この移動図書館で巡回文庫にあるわけですが、移動図書館車による巡回地域の順次拡大をしていくというような形で考えております。

また、併せて老朽化している移動図書館車の更新予定は大東図書館のなぎさ号になりますけれども、そちらの更新を予定してございます。

表のほうですけれども、移動図書館車サービス、一関図書館のわかくさ号と、大東図書館のなぎさ号、東山図書館のやまゆり号でございまして、現在、市内全域で移動図書館車によるサービスは37.5%となっております。

令和6年度におきましては、68.7%に伸ばしたいということで、一関図書館のわかくさ号においては、花泉地域の一部地域へ運行開始をしますし、大東図書館のなぎさ号に対しましては千厩地域へ、東山図書館のやまゆりは川崎地域への運行開始を計画してございます。

令和7年度以降ですけれども、これは全域サービスにということで、100%を目指しております。一関図書館のわかくさ号は花泉全域へ、大東図書館のなぎさ号は千厩地域に続いて、次は室根地域への運行開始、東山図書館のやまゆり号は、川崎地域に続いて藤沢地域への運行開始ということで、全域をカバーしたいと考えてございます。

教育委員会の主な新規拡充事業ということで、4点ほど紹介させていただきました。

改めて、一関市立の一関小学校の改築の基本構想を資料として添付させていただいておりますが、こちらのほうを少し詳しく説明させていただきたいので、資料を御覧いただきたいと思っております。

こちらは1月15日の教育民生常任委員会で説明させていただいた様々な項目について取りまとめたものと捉えていただければ結構かと思っております。

めくっていただきまして、3ページ目の1、基本理念のところ、教育目標は、「豊か

な心を持ち、たくましく生きる、心身ともに健康な子ども」ということで、策定の背景と目的。

この目的につきましては、改築に向けて、学校建設に関する基本的な考え方を整理して、今後の基本設計及び実施設計に反映するために策定するものということで、今年度の基本設計、来年度の実施設計に反映するために策定しております。

これについては、令和6年2月になりますが、整備検討委員会のほうに、この構想案をお示ししまして、3月に教育委員会での教育長決裁ということで、内部の構想となる基本方針となるものでございます。

3、現状の分析については、これまでの学校の敷地の現状ですとか、建物の状況を記載しているものでございます。

4 ページ、(3)児童数・学級数の見込みを記載してございます。

令和5年度から令和11年度までになってございますが、特別支援学級は未就学児の進退状況が不確定なので、令和6年度以降については、令和5年度の在籍児童数というような形で載せてございます。

4、与条件の整理、これまでの説明を整理しているものでございます。

新校舎及び体育館の位置については、現在の小学校の屋外運動場に、改築後については校舎は解体し、跡地を校庭として整備していくというものになってございます。

主なものということで紹介させていただきますが、5ページ、⑦になりますが、プールは現在の施設を継続使用いたします。

⑩放課後児童クラブ、わかばクラブについては、健康こども部のほうからのお話もあったのではないかとと思うのですけれども、教育委員会としましては、そちらのほうと連携も図りながら、学校敷地と放課後児童クラブの間、児童など保護者が安全に移動できる動線の確保というので、整備を行っていきたいと考えております。

(3)事業スケジュールは、先に説明させていただいたスケジュールを、再度、記載させていただいております。

(4)の①の新校舎、イのところでございますが、構造につきましては、これまでも説明させていただいておりますが、耐久性、耐火性、耐震性、建築コストを重視し、実績が多く信頼性の高い、鉄筋コンクリート造3階建てを基本とします。

新しい体育館につきましては、特別支援学級の学級数が不確定なので、基本設計の中で、改めて規模を算定してまいります。

また、構造については、長スパンに適した構造と建築コストを重視し、実績が多く信頼性の高い鉄骨造としているということと、こちらのほうにも書いてございます。

5、基本の方針については、いずれ多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設ということで、次のページ以降も記載させていただいております。

これまで説明してきたことをまとめた資料でございますが、(2)安全でゆとりと潤いのある施設整備というところでは、これまでも、木造の関係も大分、御意見を頂いております。

①のイのところには、建物内の意匠は木材を多用し、温かみのある空間を整備してまいりますというような形で、構想の中にも入れてございますし、また7ページの2つ目のイ、施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、建物内には意匠に木材を多用

した施設を整備する。

また、木材は積極的に市産材もしくは県産材の利用に努めますというようなことも、基本構想の中に盛り込んでございます。

(3) 地域と連携した施設整備というようなところの③でございすけれども、周辺環境との調和ということで、JR一ノ関駅に近接する市中心部に位置しておりますが、学校の周囲は低層住宅が大半を占めるということで、建物外観は周辺環境に配慮しながら、良好な景観が形成できるよう整備していきたいと考えてございます。

また、6、長期的な視点による施設整備は、やはり日常的な維持管理においてはもちろんですけれども、将来の大規模改造や長寿命化改修においては、設備の交換に要する費用の低減が図られるように、建設後のメンテナンスに配慮した施設を整備してまいります。

最後、7になりますけれども、これらの基本設計及び実施設計につきましては、この本基本構想と併せて、文部科学省が令和4年6月に策定しております小学校施設整備指針、この留意事項を踏まえて行っていくというような形で考えてございます。

基本構想につきましては、繰り返しになりますが、説明してきたことをまとめたというようなものになりますし、今年度、基本設計のために、今、業者の選定のほうに、プロポーザルのほうに進めていきたいということで、もう既に作業を進めている段階でございます。

教育委員会からの説明は以上となります。

委員長：これより質疑を行います。

菅原委員。

菅原委員：それでは、私から若干質問させていただきたいのは、この学生寮整備補助金に関して、2,000万円の予算が組まれているところなのですが、新規で200万円、それから改修などで100万円ということで、大体、少なくて10件、多いと20件ぐらいの補助ができるのではないかなと計算したところなのですが、具体的に今、想定している法人なり、そういった学校等ございましたら、御紹介いただきたいというのが1つ。

それから、2つ目の質問は、一関小学校のことで、次長も触れられてはいたのですが、やはり私ども市議会の中では、木造建築ということをしごく要望というか、希望していたわけなのですが、その中で、そういうことをかなり配慮していただいているということが、御説明の中で分かりました。

プラス生活環境課の分野になると思うのですが、資源・エネルギー循環、そういった後々の施設を整備したりとかというような構想というか、例えば屋根を広く持って、後から太陽光の設備をつけたりとか、そういったような御配慮とかはお持ちなのかどうかということが2点目。

それから、ちょっと忘れましてので、2点お伺いしたいと思います。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：私の説明に訂正がありましたので、訂正をお願いします。

補助金の上限額、新築は2,000万円、増築・改築が1,000万円というような形になります。

せっかくなので、詳しく紹介させていただきますと、例えば、新築の場合ですが、生徒が入る戸数、いわゆる1人に対して1戸になろうかと思うのですけれども、1戸に対して80万円を乗じて得た額か、または2,000万円というような形で、今、見ております。

まだ要綱が確定していないので、確定事項ではございませんが、寮の1つの戸数が大体80万円の補助が出るというような形で、あと掛ける何戸ということで、全体的には2,000万円が上限額となっております。

今のところ、どこかというようなところは、これから周知してというような形になろうかと思っておりますので、学校法人であれ、学生寮を運営している個人事業主であれ、どちらでも使える制度というようなことになってございます。

あと、先ほど市民環境部の関係の資源・エネルギーの関係ですが、基本構想が今のところ、このような形で決まっているということ、あと、今現在、既に小学校や中学校のほうで、太陽光ですとか、様々なものを取り入れております。

そういったものを、同じように取り入れたほうがいいものについては、検証しながら取り入れていくような形になろうかと思っておりますし、また、どういうエネルギー源が地域で一番いいのかというようなことも、これからいろいろ検討させていただいて、進めていくような形になろうかと思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：いずれにせよ、そういった形で、意見は取り下げます。

委員長：那須委員。

那須委員：まずは、私からは、小学校の関係。

先ほどの基本構想については、次長からも詳しく説明いただきました。

スケジュールの中では、7月末に指名型プロポーザルということで業者選定・契約がございしますが、この基本構想に基づいて、プロポーザルを行うという考えか、いわゆる構想自体は令和6年3月の構想ですよ。

これをもう少しボリュームというか、膨らまして、プロポーザルの際には、この構想については、しっかり業者に理解していただかなくてはいけないと思っているのですけれども、令和6年3月の段階ですが、プロポーザルの段階までには、また構想が膨れ上がるような状態にあるのかという確認を1点。

そして、文化的景観の分についての令和6年度、今年度事業で、重要建物調査というようにありますけれども、今までも重要建物調査というのはしているのではないかと思います。予算上も複数入っていたのではないかと思います。確認を1点。

そして、移動図書館ですが、大東のなぎさ号の更新、これは本当にありがとうございます。

そうした上で、移動サービスが始まるわけなのですが、なぎさ号の場合、令和5年度には千厩地域、室根地域ということですが、試運転と申しますか、そういったことを実施した経過がありましたか。

令和6年度に入りましたけれども、千厩地区への運行開始は始まっているのかどうか。令和6年度はいつからやるのか、既に4月に入りましたのでやっているのか、その確認をしたいと思います。

あとは、全域での進捗率について、細かい数字、令和6年度68.7%というように細かい数字を出していただいておりますけれども、この数字の根拠。

どういうところから進捗率を出したのか、数字の根拠のお話を聞かせたい。

それから、予算審査でもお話ししましたが、一番気になっていることが、今の大東図書館の人的な配置で、千厩地域まで運行するという、職員の負担も含め、増員しないということで、予算でもお話ししましたが、今の体制で、大東地域だけで運行業務、運転手も含め、大変な状況は図書館のほうからも聞いておりましたが、さらに範囲を広げて、千厩地域、そして令和7年度には室根地域ということの中で、この辺の人的な対応についてはどのような体制になっているのか、お伺いしたいと思います。

委員長：千葉教育次長。

教育次長：まず、プロポーザルのほうです。

もちろん、7月から8月にかけて審査会を終えて、契約につなげたいと思っております。いずれこの基本構想をしっかりと理解していただいて、それをつくっていくという形になりますし、あと、そもそも皆さんの御意見を、まず地域住民の方々の御意見を聞きながら、契約で決まった業者と、一番最初は、まず地域の方々の意見交換を開催したいと思っておりますので、この基本方針に基づいて、さらに地域の方々の意見を、どれをうまく反映させていけるかというのを検討委員会などでも話をしながら、そこから基本方針から膨らんでいくものと理解しております。

いずれプロポーザルで選ばれた業者には、この構想はしっかりと理解していただいた上でのスタートということになります。

あと骨寺の関係です。

重点建物調査というのは、今年度で見えております、予算のほうでも出しておりました。

これまで、重要建物というのが、何点か計画の中にもあるのですが、それがいいのか、それをそのまま継続なのかどうかというようなところも含めて、調査、専門家の方の御意見なども頂きながら、やっていくということで、予算も取ってございました。

あと、移動図書館の拡大です。

既に運行開始しているかという点でございますけれども、私、その部分の、運行開始の時期をきちんと把握しておりませんので、後で確認してお伝えしたいと思います。

数字の根拠につきましては、間違いなく伝えられるかというような点で、改めて御説明ということで、申し訳ございません。

あと、運行、人的な部分につきましては、これはやはり課題として、会計年度任用職

員も含めて、いろいろ検討しなければならないという経過もある中で、今のところ、人員は増やさないで、何とかやりくりをしていこうというようなことで考えております。

ただ、将来的に、今年も広げて、また来年も広げて、令和9年度までには100%というようなところで、いろいろと環境が変わってくる可能性もございますので、その際に、どうしても人的なところ、見直しが必要であれば、再検討という形になると考えています。

委員長 : それでは時間でございます。

質疑を終わります。

以上で、教育委員会所管の事業の調査を終わります。

以上で、令和6年度の主な事業についての調査を終わります。

教育長、教育次長、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

休憩します。

(休憩 17:03~17:07)

委員長 : 再開します。

行政視察についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

栃澤書記。

書記 : 4月2日の協議の結果を踏まえまして、視察内容の調整を行いました。

5月28日の金沢市の空き家対策については、相手からは了解は得られました。

5月29日ですが、富山市に移動して、前回の説明とは違うのですが、富山市まちなか総合ケアセンターの取組を視察いたします。

その後、若干時間が空きますが、富山型デイサービスこのゆびと一まれの視察は相手から了解をいただきました。

ただし、相手先からの条件としまして、午後3時半以降にしてほしいという話がありましたので、富山市まちなかケアセンターの視察後、3時間ぐらい空き時間が出てしまうのですが、この間の視察先については、調整させていただきたいと思います。

あと5月30日ですが、長野市における不登校対策ですが、視察先、教育支援センター S a S a L A N D が今年オープンしたばかりということで、実際に受入れできるかどうかということで、今、調整中ということで、まだ結果は出ておりません。

教育支援センター S a S a L A N D の視察が駄目なときは、教育委員会からの説明を市役所のほうで、現地調査なしでお願いしたいと考えております。

委員長 : 未確定なところもございますけれども、5月28日、29日、30日と、2泊3日で行政視察を行いたいと思います。

これより質疑、意見交換を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : 相手から了解が得られていないところもあります。
視察内容が確定次第、委員の皆様には御連絡をしたいと思います。
質疑などございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。
お諮りいたします。
ただいま書記から説明のあったとおり行政視察を行うことにいたします。
また、視察先の変更や詳細の日程については、正副委員長に一任いただくことに異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
ただいま決定した行政視察について、議長に委員派遣の手続を行います。
以上で、行政視察についての協議を終わります。
次に、その他に入ります。
委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。
以上で、本日予定した案件を終わります。
これをもちまして、本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

(午後 5 時 12 分 終了)